

食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書（麦用）

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者
電話番号

食糧用特別売買麦等の買受けを行うことについて、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第4章のⅠ第3の3の(2)のアの規定に基づき、買受資格の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、麦の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

※1 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

種 類			
買 受 目 的 (用途)			
工場所在地			
原 料 麦 の 処 理 能 力	トン／月	輸入麦の年間買 受見込数量（う ち、食糧用特別売買 麦）	トン (トン)
備 考			

(注) 1 種類欄は、麦の種類（食糧小麦、食糧大麦（はだか麦を含む。）又はビール大麦の別）を記入すること。

2 買受目的（用途）欄は、製粉用、味噌用、醤油用等具体的用途を記入すること。

3 申請の際には、法人にあっては、登記簿及び定款の写しを添付するものとする。

4 申請者が団体の場合は、所属構成員別の明細書を添付すること。

また、原料麦の処理能力、輸入麦の年間買受見込数量欄には、所属構成員の能力及び買受見込数量の合計を記入すること。

5 必要に応じて製造する製品に関する資料を添付すること。

6 前頁記の4については、申請者が団体の場合のみ記入すること。